

下関市上下水道局告示第18号

令和8年（2026年）10月1日

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項及び下関市上下水道局債権管理規程（平成28年上下水道局規程第7号）第8条の規定により告示する。

下関市上下水道事業管理者

上下水道局長 伊南 一也

記

1 送達すべき書類

別紙のとおり

2 公示件数

3件

3 その他

送達できなかった書類は、下関市上下水道局お客さまサービス課に保管し、申し出があれば、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

掲載期限：令和8年（2026年）10月8日

公示送達簿

番号	送達を受けるべき者の氏名等	年度期	債権の名称	書類の名称
1	相馬 剛四朗	令和8年度1期	下水道事業受益者負担金	督促状
2	岡本 音三郎	令和8年度1期	下水道事業受益者負担金	督促状
3	法寿山普明院	令和8年度1期	下水道事業受益者負担金	督促状